（様式１）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号  ※記載不要 |  |

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）事務局　あて

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化：二次公募）申請書

※連絡担当窓口は、必ず連絡がつながる者及び連絡先を登録すること。

※法人番号は、国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)でも検索できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 適用する補助率  （大企業等１／２以内、中小企業２／３以内。共同申請の場合は、構成員となる企業・団体が中小企業のみの場合に限り２／３以内。） | 適用する補助率の□を■にしてください。  □１／２以内  □２／３以内 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 企業・団体名（ふりがな） |  | |
| 代表者役職・氏名  （ふりがな） |  | 法人番号 |
| 本社所在地 |  | |
| 申請者について | 該当する場合は□を■にしてください。  □募集要領11ページに規定する中小企業である | |
| 連絡担当窓口 | 氏名（ふりがな） |  | |
| 所属（部署名） |  | |
| 役職 |  | |
| 電話番号 |  | |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  | |
| 応募資格（要件を満たす場合、□を■にしてください。）  □日本に拠点及び法人（登記法人）格を有していること。  □過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。  □本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。  □事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。  □経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。  □国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。  □政府からのＥＢＰＭに関する協力要請に応じること。  □過去または現在の日本国政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一または類似内容の事業でないこと。または、事業自体が同一または類似内容であっても調査範囲やスコープ等が明確に異なること。 | | | |

※共同申請による応募の場合は､他の構成員となる企業・団体名等を以下に記載してください。

※２者以上の共同申請者がいる場合は、枠を追加して記載ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名（ふりがな） |  | |
| 代表者役職・氏名 |  | 法人番号 |
| 本社所在地 |  | |
| 共同申請者について | * 該当する場合は□を■にしてください。   □募集要領11ページに規定する中小企業である   * 現地法人の場合はいずれかの応募資格要件の□を■にしてください。また出資比率を記載し、要件を満たす旨を申告してください。   □幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外  子会社（日本側出資比率１０％以上）  ＜幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの出資比率＞  ・○○株式会社：○％　…  □幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外  孫会社（日本側出資比率５０％超の海外子会社の出資比率５０％超）  ＜幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社からの出資比率＞  ・△△会社：○％（△△会社は○○株式会社【提出時削除：幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）を記載】より５０％越の出資を受けている）　… | |
| 応募資格（要件を満たす場合、□を■にしてください。）  □日本に拠点及び法人（登記法人）格を有している、若しくは、現地法人の場合は、以下  いずれかの要件を満たした法人であること。  （ⅰ）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率１０％以上）  （ⅱ）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率５０％超の海外子会社の出資比率５０％超）。  □過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。  □本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。  □事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。  □経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。  □国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。  □政府からのＥＢＰＭに関する協力要請に応じること。 | | |